

UP 長崎 2 2018

Line up

- 1面 『三カン』・知性以てAI引き出し、自己も組織もたゆまぬ変革を
- 2面 平成30年度税制改正大綱の概要-①
- 3面 平成30年度税制改正大綱の概要-②
長崎オフィス Facebook!
- 4面 セミナーのご案内
税務calendar
- 特別編1面 年に一度は財産診断(相続対策)を!!
- 特別編2面 セミナー報告『持分なし医療法人への移行計画の認定制度について』
新入社員紹介

今年もはや2月になりました。月日が経つのは本当に早いものです。南国長崎も1月は大雪(積雪5cm)に見舞われました。皆様お元気でしょうか。

『三カン』・知性以てAI引き出し、自己も組織もたゆまぬ変革を

過日の日本経済新聞に「ソニー、アイボ発売、AI(人工知能)が人の心を判断、服従ではなく感情を持つロボット、AIで感情を読み取る技術の開発は産業界で加速している」などの記事があり、そこにはさらに「富士通では電話の声から感情を分析し、満足度を推定するAIを開発、これをコールセンターで試したところオペレーターの教育に要する時間を3割削減できた」と記されていました。

労働力人口減少の日本企業が生き残る上で、AIの活用が欠かせなくなりました。世界の自動車業界でもAIを駆使した無人運転技術の開発が急ピッチで推進されています。GMでは無人運転の量産車を2019年に実用化すると公表しています。日本の産業界を代表する自動車業界はもはや、EV(電気自動車)と無人運転の波を乗り越えなければ生き残れないのです。裾野が広い自動車産業の構造変化は多くの業界が影響を受けるでしょう。経営者は変化を受け入れ適応していかなければなりません。

「圧倒的な記憶力、計算力、分析力では人間はAIに勝てない、人間が誇れるものは学習や鍛錬に裏打ちされた直観だ」「人間である以上、直観は誤ることもある。だがデータ化されていない困難な状況を克服する洞察力の源泉は、人間の直観以外にはない。大事なものは人間の創造力とAIの正確性を組み合わせながら未来を切り拓くことだ」等々様々な意見があります。小田原の寄宿生活塾「はじめ塾」が大切にしている3つのカン「感・勘・観」、そして「知識よりも知性」、AI時代に向かう今こそ人間が磨いていきたいものです。

2月は「逃げ月」とも言われ日数が少ないので、特に小売業では通常の月より売上減になりやすいのですが、その上人手不足の影響が出ています。人手確保のための人件費高騰が業績悪化を招いています。「売上増経常利益減」の企業が多くなりました。「人件費増の流れは

止まらない」との見方が一般的です。売上単価を上げるのは他社との競争上困難、その一方で人件費は上げざるを得ない、解決策としては不採算店の閉鎖や営業時間の短縮などを考える経営者が多くなりそうです。

業種に関係なく人口減で市場が縮小していきます。国内では「量の拡大より質の充実」を考えた経営を余儀なくされる時代になりました。人生においても経営においても、時代の趨勢を見抜くことが大切であると思います。

古稀を過ぎて肉体と能力の衰えを感じる昨今ですが、長崎県のプロサッカークラブ「V・ファーレン長崎」の救世主となったジャパネットホールディングス創業者高田明氏の「50歳になっても百歳の命をいただいても何歳になっても、もっともっと精進して自己変革をしていきたい。人は何歳になっても自分を変えられる」との話を聴き元気が溢れてきました。69歳になってプロサッカークラブのオーナーを引き受けた経営者の言葉だけに重みがありますね。「一歩下がっても二歩進む」この気持ちを持ち続けたいと思います。また、V・ファーレン長崎にはJ1リーグでの活躍を期待したいものです(ちなみに弊社はチケットスポンサーブロンズ会員です)。

2月16日～3月15日は個人の所得税確定申告期です。税理士業界が最も多忙な時期になります。お客様には弊社の担当者から業務連絡等があると思いますが何卒ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

早春賦の季節、残寒厳しい毎日です。皆様ご自愛ください。



税理士法人アップパートナーズ
総代表 内田 延佳

平成30年度税制改正大綱の概要 - ①

長崎オフィス 税務相談室 室長
税理士 内田 尚生

皆様、こんにちは！

今回は昨年12月に閣議決定された税制改正大綱の概要について、主なポイントをお知らせします。

【個人所得課税】

POINT

「給与所得者・富裕層に対する課税強化」、「副業や兼業等の多様化する働き方の支援」

10・5・3・1（トーゴーサンピン）、9・6・4（クロヨン）という言葉聞いたことはありますか。給与所得者は自営業者に比して税務当局の所得捕捉率が高く誤魔化しようがないということを揶揄した表現ですが、そもそも領収書がなくとも一定の額を必要経費にできるという側面もあり、これを多少なりとも是正しようという趣旨です。いわゆる高給取りの方にとっては、給与所得控除と基礎控除の引き下げでダブルパンチです（平成32年分から適用）。

(1) 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

給与所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる（最低給与所得控除65万円→55万円）。

給与所得控除について、給与収入上限額1,000万円をさらに850万円に引き下げ、これを超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。

基礎控除について、合計所得2,400万円超で控除額が逡減し、2,500万円超で「0」となる仕組みを導入する（48万円→0円＝地方税を含めた税率55%として264千円の負担増）。

【資産課税】

POINT

「事業承継税制の拡充」、「一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し」、「中小企業の設備投資促進」

経済産業省の試算では、平成37年には6割以上の経営者が70歳を超え、後継者不在の中小企業は全国で127万社と言われており、後継者の確保やスムーズな事業承継を要件緩和により後押ししています。

また、近年一般社団法人等を利用した相続税・贈与税

の回避スキーム（手法）が目立っており、当局はこれを租税回避として問題視しています。

(1) 事業承継税制の拡充

30年4月から5年以内に承継計画等を提出して贈与・相続による事業承継を行う場合、①猶予対象株式制限（総株式2/3）の撤廃、②納税猶予割合引き上げ（80%→100%）、③雇用要件は5年後に平均8割を満たさない場合であっても、理由を記載した書類を都道府県に提出することで猶予を継続、④対象を複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に拡大など、経営環境の変化に対応した減免制度の創設等の措置を講ずる（平成30年1月～39年12月末適用）。

(2) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

同族関係者が理事の過半を占めている一般社団法人について、その同族理事の一人が死亡した場合、当該法人の財産を対象に、当該法人に相続税を課税する（平成30年4月1日以後に適用）。

(3) 設備投資に係る固定資産税の減免措置の創設

「革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）」の制定を前提として、市町村が主体的に作成した計画に基づき、かつ、労働生産性（一人当たり付加価値）を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた、平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を3年間ゼロ以上1/2以下とする特例措置を創設する。

(4) 小規模宅地等の特例の見直し（厳格化）

小規模宅地等の特例について、①持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲の縮小、②貸付事業用宅地等の範囲の縮小、③介護医療院に入居したことで被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の、敷地の用に供されていた宅地等を特例の対象とする。

（→3面へ続く）

平成30年度税制改正大綱の概要 - ②

(←2面より続き)

【法人課税】

POINT

「賃上げ・生産性向上のための税制」

引き続き、一定の設備投資やデフレ脱却に向けた一層の賃上げを促進する措置が盛り込まれています(平成30年4月～33年3月末に開始する各事業年度に適用)。

(1) 所得拡大促進税制を改組

「給与の総支給額が基準年度(24年度)と比して一定割合以上増加」の要件を廃止、要件を「平均給与等支給額が対前年度比1.5%(大企業は3%)以上増加」とし、控除税額は給与等支給増加額の15%

(控除前税額の20%を上限)とする。なお、対前年度比2.5%以上増加し、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合の控除税額は25%(同)とする。

(2) 情報連携投資等促進に係る税制を創設し、「革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法(仮称)」に基づく設備投資に対して、特別償却又は税額控除を可能とする。

適用には中長期的な計画が必要なものもあります。個別に影響のありそうな項目については、担当者までお尋ねください。

長崎オフィス Facebook !

今回のFacebook投稿記事コーナーでは、以下のトピックについてご紹介します。

『補助金情報：中小企業活路開拓調査・実現化事業』

H30.1.17 UP!

補助金・助成金情報です!

【平成30年度 中小企業活路開拓調査・実現化事業】

企業単体ではなく組合等の中小企業連携グループが、中小企業が単独では解決することが難しい問題に対して、中小企業組合等で連携して取り組む事業の調査やその実現化について支援を行うことを趣旨とするものですが、採択率はわりと高いようです。

《支援対象者》

中小企業組合(事業協同組合、企業組合等)、一般社団法人、任意グループなどです。

《公募期間：募集は3次ありますので、準備のできた時期に応募しやすいです!》

平成30年1月10日(水)～平成30年6月4日(月)【消印有効】

第1次募集 平成30年2月9日(金)まで

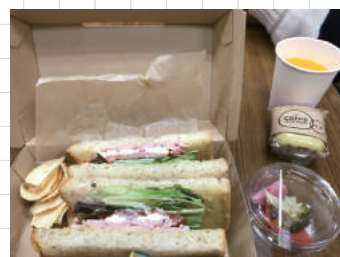
第2次募集 平成30年4月9日(月)…詳しくはFacebookをご覧ください。

『第3回社内交流ランチ会』

H30.1.12 UP!

社内イベント『第3回ランチ会』を、1/10(水)のお昼休みに実施しました!

「部署の垣根を越えたコミュニケーションの場づくり」を趣旨として、毎回スタッフがメニュー選びや会場の雰囲気づくりなど、自主的に工夫を凝らして企画しており、今回は人数が40名近くとなり…続きはFacebookをご確認ください。



経営ミミヨリ情報から、社内の身近な出来事など、共感いただける記事にはぜひ、「いいね!」や「シェア」をお願いいたします!

2018.2

2018.3

UP 長崎
2018

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1★1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21★1	22	23★2	24
25	26	27	28	1	2	3
			★3			

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22★4	23	24
25	26	27	28	29	30	31★2

セミナーのご案内

株式会社 内田会計事務所 主催 ★1

第9回 歯科医院 奥様医業経営塾(全5講)

テーマ	【第5講】実際に顧問先へ訪問し、成功した事例(事例紹介)
日時	2018年2月14日(水) 14:30～17:00
講師	株式会社 内田会計事務所 山木 将史
場所	アップパートナーズグループ 長崎オフィス (長崎市曙町4番9号)
受講料	お一人様 3,000円(税込)
定員	先着8名様

株式会社 内田会計事務所 主催 ★2

2018年診療報酬改定の解説とその対応

日時	平成30年3月31日(土) 14:00～17:00(開場 13:30)
講師	株式会社 M&C パートナーコンサルティング 取締役 医業経営コンサルタント 酒井 麻由美 先生
場所	長崎県総合福祉センター 会議室 (長崎市茂里町3番24号 095-846-8603)
受講料	お一人様 3,000円(税込)
定員	先着50名様

【税務calendar】

- ▶ 29年分贈与税の申告 ★1
【申告期限】2月1日～3月15日
- ▶ 29年分所得税の確定申告 ★2
【申告期限】2月16日～3月15日
- ▶ 29年12月決算法人の確定申告・消費税の確定申告
【申告期限】2月28日★3
- ▶ 6月決算法人の中間(予定)申告
【申告期限】2月28日★3
- ▶ 30年分個人の青色申告の承認申請
【申請期限】3月15日★4



アップパートナーズグループのご案内

■ 税理士法人 アップパートナーズ

【福岡本部】〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-1 九勸筑紫通ビル9階
TEL: 092-403-5544 FAX: 092-403-6320

■ 株式会社 内田会計事務所

【長崎オフィス】〒852-8008 長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 TEL: 095-861-2064(業務時間外) FAX: 095-862-8885

■ 一般社団法人 相続手続支援センター

■ 一般社団法人 昇継

【佐賀オフィス】〒848-0035 佐賀県伊万里市二里町大里乙1766-4
TEL: 0955-23-6712 FAX: 0955-22-2783

■ 社会保険労務士法人 かぜよみ(福岡・佐賀)

【佐世保オフィス】〒857-0862 長崎県佐世保市白南風町1-13JR九州佐世保ビル2階
TEL: 0956-76-8189 FAX: 0956-76-8199

■ 株式会社 菅村経営(福岡・佐賀)

お問い合わせ・ご相談はこちらまで



info@upp.or.jp



http://www.upp.or.jp

UPP

検索